

「井筒屋ウィズカード」会員規約 新旧対照表
(2020年4月1日改定)

◆ 第1章 <一般条項>

改定前	改定後
<p>第7条 (年会費)</p> <p>1. 会員は、当社に対し、毎年、所定の年会費を支払うものとします。また、年会費が当該時期に支払われなかった場合には、当社は、翌月以降に年会費の支払いを請求することがあります。なお、支払い済みの年会費は退会または会員資格の取り消しとなった場合においても返還しないものとします。</p> <p>【追加】</p> <p>2. 会員は、入会初年度に限り、年会費無料の特典を受けることができます。ただし、会員が退会后、再度入会する場合は、この特典は受けられません。</p>	<p>第7条 (年会費)</p> <p>1. 会員は、当社に対し、毎年、所定の年会費を支払うものとします。また、年会費が当該時期に支払われなかった場合には、当社は、翌月以降に年会費の支払いを請求することがあります。なお、支払い済みの年会費は退会または会員資格の取り消しとなった場合においても返還しないものとします。<u>ただし、入会月の前月末までに退会の申し出があった場合、年会費の請求はありません。</u></p> <p>2. 会員は、入会初年度に限り、年会費無料の特典を受けることができます。ただし、会員が退会后、再度入会する場合は、この特典は受けられません。</p>
<p>第9条 (遅延損害金)</p> <p>1. (1) 会員が、ショッピング支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、リボルビング払いを除き、支払回数が2回以上及びボーナス1回払いの場合は、当該遅延損害金はショッピング支払金の残金全額に対し、<u>商事法定利率</u>を乗じた額を超えないものとします。</p> <p>(2) 会員が、ショッピング支払金の支払い期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、当該債務の残金全額に対し、<u>商事法定利率</u>を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、リボルビング払い及び1回払いの場合は、当該債務の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>2. 会員が、キャッシング支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで遅滞したキャッシング支払金の元本債務に対し、年19.94%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。また、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで残債務(元本分)の全額に対し、当社所定の利率の割合による遅延損害金を支払うものとします。</p>	<p>第9条 (遅延損害金)</p> <p>1. (1) 会員が、ショッピング支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、リボルビング払いを除き、支払回数が2回以上及びボーナス1回払いの場合は、当該遅延損害金はショッピング支払金の残金全額に対し、<u>法定利率</u>を乗じた額を超えないものとします。</p> <p>(2) 会員が、ショッピング支払金の支払い期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、当該債務の残金全額に対し、<u>法定利率</u>を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、リボルビング払い及び1回払いの場合は、当該債務の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>2. 会員が、キャッシング支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで遅滞したキャッシング支払金の元本債務に対し、年19.94%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。また、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで残債務(元本分)の全額に対し、当社所定の利率の割合による遅延損害金を支払うものとします。</p>

改定前	改定後
<p>第16条 (規約の変更)</p> <p><u>本規約を変更する場合は、当社は本会員に変更事項を通知もしくは告知(変更した日から30日間、当社の営業所に掲示するまたは当社のホームページに掲載する等)します。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、会員がカードを使用した場合、または退会の申し出がなかった場合は、変更事項が承認されたものとみなします。</u></p>	<p>第16条 (規約の変更)</p> <p><u>1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を第2項に定める方法により変更することができます。</u></p> <p><u>(1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき</u></p> <p><u>(2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</u></p> <p><u>2. 前項に基づく変更にあたっては、当社は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社HPにおいてあらかじめ公表します。</u></p> <p><u>3. 当社は、前2項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社HPにおいて公表する方法により周知した上で、本規約の変更を行うことができます。この場合には、会員は、当該周知の後に本規約に係る取引(現金同時払いを含む)を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。</u></p> <p><u>4. 前項に基づく規約の変更に興議がある会員は、当社に対して退会の申し出を行うことができ、当社は、この申し出を承諾します。</u></p>
<p>第17条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの通知・催告等がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を履行するものとします。</p> <p>(1) ショッピング支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払いがなかったとき。</p> <p>(2) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、一般の支払いを停止したとき、または銀行取引停止になったとき。</p> <p>(3) 差押・仮差押・仮処分の申し立てを受けたとき、保全差押・滞納処分を受けたとき、もしくは競売の申請または破産・民事再生・特定調停その他債務整理のための法的手続きの開始または申し立てがあったとき。</p> <p>(4) キャッシング支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>【追加】</p> <p>【追加】</p>	<p>第17条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの通知・催告等がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を履行するものとします。</p> <p>(1) ショッピング支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めて書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払いがなかったとき。</p> <p>(2) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、一般の支払いを停止したとき、または銀行取引停止になったとき。</p> <p>(3) 差押・仮差押・仮処分の申し立てを受けたとき、保全差押・滞納処分を受けたとき、もしくは競売の申請または破産・民事再生・特定調停その他債務整理のための法的手続きの開始または申し立てがあったとき。</p> <p>(4) キャッシング支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p><u>(5) 本会員が行方不明になったことを当社が知ったとき。</u></p> <p><u>(6) 本会員が死亡したことを当社が知ったとき。</u></p>

◆ 第4章 <キャッシング条項>

改定前	改定後
<p>第40条 (キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>1. キャッシングサービスの利用資格者 (以下「利用資格者」といいます。) は、本会員、または家族会員のうち本会員の認めた会員で、当社が利用を認めた方とします。</p> <p>【追加】</p> <p>2. 本会員が本規約第14条に定める届出事項の変更を当社に連絡したとき、及び当社による調査の結果、本会員が利用資格者に該当しないことが判明した場合、新規の利用ができない場合があります。尚、当社が求めた場合、本会員は自身が利用資格者であることを証する書面を提出するものとします。書面の提出がなされない場合に会員が受ける不利益に関し当社は責任を負わないものとします。</p> <p>3. 利用資格者は、当社の指定する提携先のCD・ATMを使用し、1万円単位でキャッシングサービスを受けることができます。</p> <p>4. キャッシングサービスの資金使途は自由とします。ただし、事業用途を除きます。</p> <p>5. キャッシングサービスに関する実費相当額は、会員が負担するものとします。また、提携先のCD・ATMを使用してキャッシングサービスを受ける場合に、提携先が所定の利用料を定めているときは、その利用料は法令に定める範囲内で本会員が負担するものとします。</p>	<p>第40条 (キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>1. キャッシングサービスの利用資格者 (以下「利用資格者」といいます。) は、本会員、または家族会員のうち本会員の認めた会員で、当社が利用を認めた方とします。</p> <p>2. <u>キャッシングサービス契約は、本条第4項により利用資格者が金銭を受領した日に契約が成立します。</u></p> <p>3. 本会員が本規約第14条に定める届出事項の変更を当社に連絡したとき、及び当社による調査の結果、本会員が利用資格者に該当しないことが判明した場合、新規の利用ができない場合があります。尚、当社が求めた場合、本会員は自身が利用資格者であることを証する書面を提出するものとします。書面の提出がなされない場合に会員が受ける不利益に関し当社は責任を負わないものとします。</p> <p>4. 利用資格者は、当社の指定する提携先のCD・ATMを使用し、1万円単位でキャッシングサービスを受けることができます。</p> <p>5. キャッシングサービスの資金使途は自由とします。ただし、事業用途を除きます。</p> <p>6. キャッシングサービスに関する実費相当額は、会員が負担するものとします。また、提携先のCD・ATMを使用してキャッシングサービスを受ける場合に、提携先が所定の利用料を定めているときは、その利用料は法令に定める範囲内で本会員が負担するものとします。</p>